

各位

一般社団法人 高知県自動車整備振興会
会長 佐藤 誠



「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」
の研修会の開催について

ロードサービス業務に使用される「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」のための研修会を下記の通り開催します。

毎年、研修会のお知らせはさせて頂いてますが、有効期間の更新年に受講して下さい。許可証の有効期限は3年間です。ご確認お願い致します。

また、有償運送許可を新たに希望される方も、是非この機会に受講されますようご案内いたします。

※尚、平成26年度から有償運送許可期間が3年に改定され、賠償保険又は共済保険への加入金額が5千万円以上から無制限に変更されておりますのでご確認下さい。

記

1. 日時 令和8年7月11日(土) 10:00~16:00
注意 表門(大津バイパス側)は開いてませんので、裏門からお願いいたします。
2. 場所 高知県自動車整備会館2F 研修室2
3. 研修費 会員 5,100円(研修費)
会員外 8,700円()
資料代 500円(テキスト代)

*注意 ・資料をお持ちの方は必ず持参して下さい。
・資料(事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修テキスト)
オレンジ色(R5.2改訂)の資料です。

*研修会資料をお持ちでない方は申込書にある資料購入欄にて注文してください。

4. 研修対象者 ・ロードサービスを行う車積載車を保有する事業場の管理者等
※但し、複数の事業場、車積載車を保有する事業者の場合は、事業者(本社)の
管理者等

・研修受講は事業場(事業者)1名で結構です。

*社内教育の一環として受講を希望される方も申し込みする事が出来ます。

裏面へ続く

5. 研修内容
- ①「許可条件」等排除業務の主旨
 - ②排除業務作業中及び車積載車運転中の安全対策
 - ③ハイブリッド車等特別な注意が必要な車両の取扱い
 - ④関連法規について
 - ⑤その他

6. 受講時に持参して頂くもの

・会員の方

① 自動車検査証（コピー）

許可を受ける車積載車の車検証(コピー)を添付して下さい

注意：車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に提出する事となっておりますので自動車検査証の使用の本拠の位置をご確認ください。

② 任意保険等の証書（コピー）

許可を受ける車積載車の運行により生命、身体の損害を受けた者
1人につき無制限とした加入をしている事

③ 委任状

登録する車両ごとに1枚ずつ、排除事業者の住所、氏名又は名称、代表者名を記入し、許可申請車両の車検証に記載されている情報を記入し、押印した書類。

④ 使用承諾書

有償運送許可を受ける申請者と車積載車の車検証の使用者名義が異なる場合（家族名義、申請者が法人で使用者名義が代表者名等）に必要となり、申請時に、車検証に記載された使用者の印鑑をご持参下さい。

⑤ 印 鑑

許可を受ける車積載車の車検証の「使用者名」が法人の場合は「社印」、個人の場合は「認印」を委任状に押印して下さい。
又はご持参ください。

上記、③委任状、④使用承諾書については高知県自動車整備振興会ホームページに記載しておりますので必要に応じてご利用下さい。

注意：会員の方は当会で「一括申請」しますので、受講日当日までに上記の5点（①、②、③、④、⑤）の全てが提出されていること。ただし何らかの理由で研修日当日に準備することが出来ない場合は、令和8年7月31日までに、指導・教育課まで必ず提出して下さい。

・会員外の方

特別必要ありません。

当日「研修及び指導の受講状況(受講証明書)」をお渡ししますので、後日運輸支局輸送課に申請して下さい。

※ 今回の研修は車積載車を有償で使用する場合に限り、無償で使用する場合、又、レッカー車などを使用する場合は従来通り許可の必要はありません。

(一社) 高知県自動車整備振興会 指導教育課行

FAX 088-866-6060

7月 11日 FAX 票

「有償運送許可のための研修会」申込書

事業場名 (事業者) _____

事業場住所 _____

連絡先 TEL _____

FAX _____

受講者名 _____

許可申請車両台数 _____

資料購入 する ・ しない

(どちらかに○をつけてください)

・ **ご注文を頂いた資料の返品は受付けておりません。**

申請時期についてお伺いします。どちらかに○をつけてください。

① 受講終了後すぐに申請したい

② 後日検討してから申請したい

お手数ですが、6月15日(月)までにご返信下さい。

この件についてのお問い合わせは、指導教育課(土居)までお願いいたします。